

(公 募)

山口市老人福祉館及び山口市山口児童館指定管理者候補者選定結果

- 1 施設の名称 山口市老人福祉館及び山口市山口児童館
 - 2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
 - 3 指定管理者候補者選定結果
社会福祉法人山口市社会福祉協議会
会長 徳永雅典
山口市上堅小路89番地1
 - 4 指定管理者候補者の概要（目的、事業内容、事業実績等）
本社会福祉法人は、山口市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、各種事業の企画、実施等に取り組んでいる。
 - 5 募集及び選定の経過
募集要項・仕様書の決定 令和7年7月8日（火）
受付期間 令和7年9月1日（月）～令和7年9月19日（金）
質問書の受付 令和7年8月20日（水）～令和7年8月29日（金）
選定委員会によるヒアリング及び審査 令和7年10月8日（水）
 - 6 指定管理者応募団体
社会福祉法人山口市社会福祉協議会
 - 7 選定の方法
(1) 選定委員会委員
堀 由紀江 健康福祉部長（委員長）
松尾 彰 こども未来部次長（副委員長）
山本 清治 高齢福祉課長
有熊 雅人 こども未来課長
草平 武志 山口市すこやか長寿対策審議会会長（山口県立大学名誉教授）
横山 順一 山口市こども・子育て会議副会長（山口県立大学社会福祉学部准教授）
(2) 提出書類の確認
申請団体からの提出書類については、募集要項に定める資格要件等を満たし、適正に記載されていることを確認しました。
(3) 申請団体ヒアリング
申請団体に対しヒアリングへの出席を求め、提案内容等についての説明及び質疑応答を行いました。
実施日 令和7年10月8日（水）
場 所 市役所 会議室101
要 領 1団体につき20分間のヒアリング

(4) 審査内容

提案内容の審査については、各申請団体の指定申請等の提出書類及びヒアリングの内容を基に、選定委員会において、[別紙1]に掲げる審査基準及び加点基準ごとに評価を行い、次の選定基準により候補者として選定しました。

【第1選定基準】

審査基準の合計評価点の6割以上（基準点）の得点を得た団体のうち、委員ごとに審査基準と加点基準の得点を合計した結果、最も高い採点をした委員の人数が多い団体を候補者とする。

【第2選定基準】

最も高い採点をした委員数が同数となり、第1選定基準により候補者が決しない場合は、当該団体のうち合計得点の最も高い団体を候補者とする。

※ 第1選定基準を優先的に適用するため、合計得点が上回っていても候補者として選定されない場合があります

8 選定結果

団体名	第1選定基準	第2選定基準
	最も高い採点をした委員の人数	総計得点
社会福祉法人山口市社会福祉協議会	6	596

【審査の詳細】

審査基準	評価点	委員数	評価点 合計	社会福祉法人 山口市社会福祉協議会
利用者の公平性、平等性等の確保	5	6	3 0	2 0
施設の効用の最大限の発揮	9 5		5 7 0	3 6 6
施設の管理運営経費の縮減	5		3 0	6
施設の適切な管理運営を安定して行う能力	2 5		1 5 0	1 2 6
市の施策への貢献度	2 0		1 2 0	7 8
合 計	1 5 0		9 0 0	5 9 6
基 準 点（評価点合計×0.6）				5 4 0

9 講評

山口市老人福祉館は、高齢者の自主的で健全な活動を促進し、老人クラブ等の活動の場となるとともに、各種教養講座の開催などの施策を進め、高齢者が自由に利用できる高齢者福祉の向上に資する施設として設置しています。

また、山口市山口児童館は、児童に健全な遊びを与えて健康を増進し、情操を豊かにするため、家庭児童の育成など諸般の施策を講じ、児童福祉の向上に資する施設として設置しています。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、施設の持っている目的や性格を踏まえ、指定管理者候補者選定基準（別紙1）に基づき検討し、審査しました。

現在の指定管理者である社会福祉法人山口市社会福祉協議会は、施設の老朽化や駐車場が限

られているなど、不利な条件の中でも現在展開している諸事業の継続に加えて、老人福祉館と児童館を併設していることを生かして、多世代交流型の事業を強化するなど、市民の活動拠点として継続性と発展的取組を期待できる提案が高く評価しています。また、利用申請の簡素化や遊戯室の過密を避けるための貸館解放などを実施されているほか、利用者アンケートの結果に基づき、利用者ニーズに沿った事業展開を図ることで、いつでもだれでも遊べる館、趣味や日常活動に利用できるとともに居場所にできる館として、効果的な事業運営につながることを期待できます。

さらに、運営実績及び財政的基盤の点でも高く評価でき、施設の適切な管理運営を安定して行う能力があると認められます。

一方で、人材確保では苦慮している面も見受けられることから、コンテンツの充実等を図っていく中で、山口市社会福祉協議会としての強みを生かしながら人材確保に努めていくとともに、例えば、こども食堂との連携や老人クラブ以外の高齢者の活動を引き込むなど、更なる市民の活動拠点となるよう努めていただきたい。

以上のような点を踏まえ、審査基準等に従って社会福祉法人山口市社会福祉協議会を山口市老人福祉館及び山口市山口児童館指定管理者の候補者として選定します。

別紙 1 指定管理者候補者選定基準

審査項目		配点
大項目(選定基準)	小項目	
(1) 利用者の公平性、平等性等が確保することができるものであること		5
(2) 施設の効用を最大限に発揮できる能力を有していること	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	5
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	
	年間計画 (老人福祉館)	10
	年間計画 (児童館)	10
	主な事業内容 (老人福祉館)	20
	主な事業内容 (児童館)	20
	施設活用の工夫	10
	利用促進の取組み	20
(3) 施設の管理経費の縮減が図られること	事業運営は効率性があり、経費は効果的に使用されていること	5
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	同種施設、類似施設での運営実績があること	10
	人材育成のための取り組みがなされていること	5
	安定した運営を行うための財政的基盤	5
	利用者の安全を確保するための方策が適切であること	5
(5) 市の施策への貢献が期待できること	地域の人材や資源を活用した事業展開となっていること	10
	市の施策を踏まえた事業提案があること	10
合 計		150